

訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こすもけあ福祉会が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、相談支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称：子どもとおとなのつむぎ訪問看護ステーション

（2）所在地：長野市川中島町今里 87-6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者：看護師 1 人（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 人以上
(管理者含む)

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて配置
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：月～金曜日 土日曜開所することがある。
(12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

(2) 営業時間：午前 9 時半から午後 5 時半までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

ただし医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供は、利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し実施する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 心身の状態の観察
- (2) 食事(栄養)・清潔・排泄等のケア
- (3) 床ずれの予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 療養生活や介護方法の指導相談
- (7) 医療機器の管理
- (8) 心理的な支援
- (9) ご家族の相談、助言
- (10) 医師の指示による医療処置

(11) 医師や関係機関との連携

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、臨時応急の手当を行うと共に速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割から 3 割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

(3) 営業日、営業時間以外のサービス提供は、上記の料金の他に訪問看護 1 回につき 1,000 円を自費負担とする。(医療保険での訪問のみ)

(4) 訪問先までの距離が事業所から片道 5 km を超える場合は、往復距離 5 km ごとに 100 円を交通費として徴収する。(医療保険での訪問のみ)

(5) 当日利用のキャンセルは 3,000 円を自己負担とする。担当者がご自宅にお伺いした場合は 5,000 円とする。ただし容体の急変など緊急やむを得ない場合は徴収しない。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、長野市、千曲市とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記

録し、その完結の日から5年間保存する。

- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)へ出席するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し虐待防止のための研修を毎年1回以上実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(非常災害対策及び感染症に関する事項)

第16条 ステーションは非常災害及び感染症予防及びまん延防止について適切に対応するため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 感染対策委員会への出席
- (3) 職員に対する研修、訓練を毎年1回以上実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月27日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。